

(案)

三島市行政改革実施計画

平成23年度～平成27年度

- 集中改革プラン -



三 島 市
平 成 2 3 年 3 月 予 定

目 次

三島市行政改革実施計画の概要	1
1 策定の経緯	
2 これまでの行政改革の取組み	
3 行政改革大綱の改訂と行政改革実施計画の策定	
重点目標	3
1 財政に関する事項	
2 職員に関する事項	
3 その他の重点目標	
重点事項及び具体的方策	7
1 事務事業の見直し	
2 民間委託等の推進	
3 市民参画と協働のまちづくり	
4 環境と子育てに配慮したまちづくり	
5 公正の確保と透明性の向上	
6 電子自治体の推進	
7 人材の育成と人事管理	
8 財源の確保	
具体的取組み事項一覧	9

三島市行政改革実施計画の概要

1 策定の経緯

本市では、地方行政の使命である市民福祉の向上を目指し、行財政運営の健全化、簡素・合理化、効率化等の行政改革に取り組んでいます。

特に、平成 8 年 4 月には、行政改革大綱の抜本的な見直しを行い、新たな「三島市行政改革大綱」を策定しました。

平成 17 年 3 月に、総務省から「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」が示されましたので、この指針に基づき、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間の計画期間とした『三島市行政改革大綱』（第 4 期改訂版）及びその実施計画（＝集中改革プラン）を策定し、鋭意行政改革に取り組んでいるところです。

今回、計画期間が終了するものの、社会経済環境の変化に対応し、引き続き全庁的に行政改革を推進していくため、『三島市行政改革大綱』を見直し、改訂するのに併せ、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の計画期間とした三島市行政改革実施計画（＝集中改革プラン）を策定して、効率的で効果的な行政改革に取り組むと共に、毎年度、必要に応じた見直しを行っていきます。

2 これまでの行政改革の取組み

(1) 行政改革大綱の策定状況

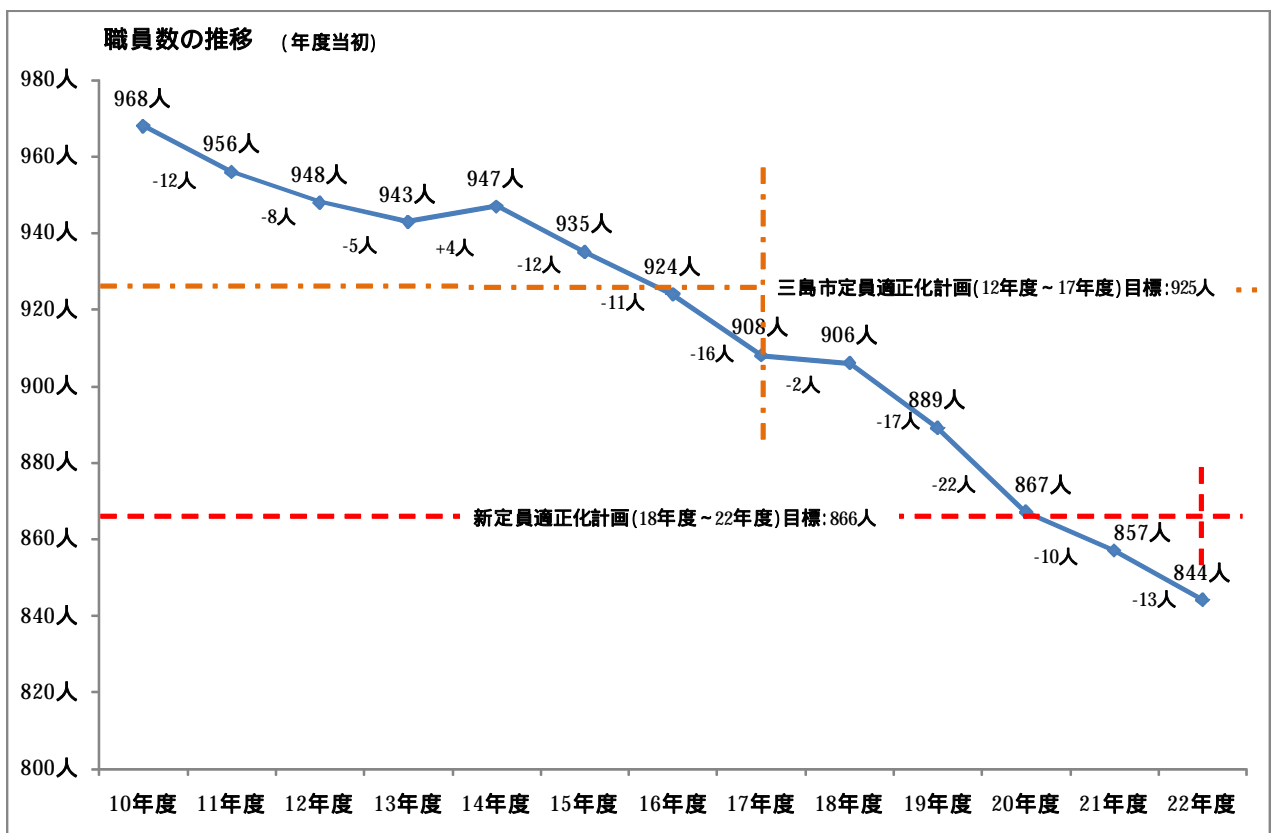
昭和 60 年 7 月	三島市行政改革推進本部設置要綱制定 三島市行政改革市民懇話会設置要綱制定
昭和 60 年 9 月	「三島市行政改革大綱」策定
平成 6 年 10 月	自治事務次官通知「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」
平成 8 年 4 月	新たな『三島市行政改革大綱』策定
平成 9 年 11 月	自治事務次官通知「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」
平成 10 年 12 月	『三島市行政改革大綱』（改訂版）策定 『三島市行政改革大綱』（第 2 期改訂版）策定
平成 16 年 3 月	三島市行政改革大綱』（第 3 期改訂版）策定
平成 17 年 3 月	総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針について」
平成 18 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 4 期改訂版）策定
平成 22 年 3 月	『三島市行政改革大綱』（第 4 期改訂版）一部改訂

(2) 主な取組実績

職員数（各年度4月1日現在）

平成17年度	16人	（924人	908人）
平成18年度	2人	（908人	906人）
平成19年度	17人	（906人	889人）
平成20年度	22人	（889人	867人）
平成21年度	10人	（867人	857人）
平成22年度	13人	（857人	844人）

80人



財政的效果額（各年度平成16年度比）

（平成17年度	364,303,000円）参考
平成18年度	955,453,000円
平成19年度	690,781,000円
平成20年度	972,237,000円
平成21年度	1,128,833,000円
平成22年度	1,058,112,000円（見込み額）

平成18年度～22年度 計 4,805,416,000円

主な財政的効果額の内容（職員数削減以外）

平成 17 年度	市民文化会館等、公の施設の指定管理者制度導入
平成 18 年度	上下水道料金等徴収業務包括的民間委託導入 三島駅北口広場駐車場等の有料化 広告事業導入(ホームページバナー等)
平成 19 年度	議員定数の削減 企業立地推進事業の開始
平成 20 年度	地域手当の引き下げ 電子入札の全入札対象化 公用車に広告掲載導入 静岡地方税滞納整理機構への徴収困難事案移管 軽自動車税コンビニエンスストア納入開始
平成 21 年度	差押え物件のインターネット公売の導入 市民カレンダーに広告掲載導入
平成 22 年度	錦田こども園完全供用開始

3 行政改革大綱の改訂と行政改革実施計画（＝集中改革プラン）の策定

(1) 策定の考え方

計画期間を平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間として、三島市行政改革大綱（第 4 期改訂版）を見直して第 5 期改訂版として策定し、その実施計画として、この三島市行政改革実施計画（＝集中改革プラン）を策定しました。

(2) 実施計画の特徴

社会経済情勢の変化に合わせ、重点事項の項目の見直しを行い、新たに設定し直しました。具体的取組事項についても、業務の再点検・見直しを行うことにより、新たな取組事項を加えて組み直しています。また、進捗状況を把握し、状況に応じたフォローアップを強化するため、毎年度見直しをしていきます。

重点目標

1 財政に関する事項

財政構造の弾力性を図る指標である「経常収支比率」及び地方公共団体の財政の健全化を目的として施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定と公表を義務付けられた指標のうち「実質公債費比率」、「将来負担比率」を、三島市の重点目標として設定し財政健全化を推進します。

(1) 経常収支比率の縮減

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、この比率が高いほど、道路や公園の整備などの投資的事業をはじめ、住民の新しいニーズにこたえていくだけの余力が無くなっていることを意味します。超高齢社会が到来しており、扶助費などの義務的経費の増大による経費増加が予想されますが、行政改革を推進することにより抑制・縮減に努めていきます。

《目標》計画期間内に79.0%以下を目指します。

(単位：%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三島市	84.1	84.0	84.0	83.0	82.0	81.0	80.0	79.0
県下市平均	84.3							
類似都市平均	93.8							

H20 及び H21 は実績。H22 以降は目標値。以下、同様。
 県下市平均には、政令指定都市を含む。以下、同様。
 類似都市平均は、「類似団体別市町村財政指数表」(財団法人 地方財務協会)の区分による。「1 - 3」(人口100,000~150,000人、次産業+ 次産業 95%以上で次産業 65%以上)以下、同様。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等}}$$

(2) 実質公債費比率の抑制

実質公債費比率は、一般会計等が当該年度に負担した地方債元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、通常3カ年平均が用いられています。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。

《目標》10.0%以下を堅持します。

〔基準〕早期健全化基準 25.0%、財政再生基準は 35.0%

(単位：%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三島市	7.9	8.3	8.5	8.3	8.6	9.1	9.9	10.0
県下市平均	12.7							
類似都市平均	7.8							

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3カ年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入)}}$$

準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ：満期一括償還地方債について償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの現金償還金相当額
- ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰り出し金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、
- ホ：一時借入金の利子

(3) 将来負担比率の抑制

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。借入金（地方債）やこれに準ずる負担等の現時点での残高を指標化したものです。

《目標》50%以下を堅持します。

〔基準〕早期健全化基準 350.0%

（単位：％）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三島市	43.9	44.9	46.8	44.6	45.5	48.2	48.7	48.8
県下市平均	92.2							
類似都市平均	58.2							

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入})}$$

将来負担額：イからチまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

2 職員に関する事項

(1) 職員の適正配置

三島市定員適正化計画（平成18年度～22年度）により職員削減を図ってき

たところですが、権限移譲等により市の事業の増加が見込まれています。今後は、行政改革により事務事業の見直しを進める中で、業務形態の変化に併せ職員数を削減し適正化を図ります。

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三島市	867	857	844	839	836	834	834	832
増減数(前年度比)	22	10	13	5	3	2	0	2

H20 から H22 は実績。 H23 以降は目標値。

(2) 給与等の適正化

国家公務員準拠を基本とし、適正な給与制度の運用を進めていくとともに、諸手当や福利厚生事業について、必要に応じ見直しを実施します。

《目標》住居手当や通勤手当の見直し

3 その他の重点目標

(1) 市税収納率の向上

国の三位一体改革に伴う平成 19 年度の国から地方への税源移譲により、財政の歳入の根幹を成す地方税は益々重要性が増加しておりますが、100 年に 1 度と言われる未曾有の不況下、未だ景気回復に兆しも見えない状態であり、地方税を取り巻く環境は大変厳しい状況になっています。

このような状況下、市税収入の確保及び税負担の公平性の確保は重要な課題となっているため、更なる納税意識の高揚を図るとともに、収税業務の体制強化により適切な担税力の把握に努め、新たな収税対策の実施や滞納整理を推進することにより、収納率の向上を目指します。

《目標》市税収納率を向上させます。

(単位：%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三島市	92.02	92.29	92.02	92.3	92.6	92.9	93.2	93.6
県下市平均	93.0	92.4						
類似都市平均	92.8							

特別土地保有税徴収猶予分を含む

H20 及び H21 は実績。H22 は中間実績を踏まえた目標値。H23 以降は目標値。
県下市平均、類似都市平均は少数点以下 1 位までの公表。

(2) 環境先進都市の推進

環境先進都市を目指し、環境保全対策を自主的・積極的に進めるため、平

成 12 年 7 月に国際標準規格である ISO 14001 の認証を取得し、平成 15 年には小中学校を含む市の全施設において認証を更新しました。

平成 21 年の自己適合宣言を機に、総合計画実施計画や行政評価と融合したシステムとして再構築を図り、三島市環境マネジメントシステムをより柔軟な行政版 ISO として、運用及び改善をしていきます。

《目標》行政自ら率先して環境への配慮を実践し、市民や事業者の環境行動を促し、環境負荷低減と環境保全活動を推進していきます。

(3) 第三セクター等の見直し

当市における第三セクター等の現状は別表のとおりですが、現在、市職員を派遣したり、市施設の管理を委託したり、公的支援を行っている団体はありません。

別表

	第三セクター等の名称	主な業務等	市出資金	市出資比率
1	三島市函南町土地開発公社	公共用地等の取得、管理、処分	7,000 千円	70.0 %
2	(株)エフエムみしま・かなみ	地域振興や災害対策等の情報提供に活用できるコミュニティーFM局	30,000 千円	24.6 %
3	みしま街づくり(株)	コミュニティー施設の運営及び不動産賃貸等	100,000 千円	34.4 %

《目標》国の示した第三セクター等の抜本的改革等に関する指針等に基づき見直しを進めていきます。

重点事項及び具体的方策

三島市行政改革大綱(第5期改訂版)で定めた8項目の重点事項を達成させるため、各項目別に次の具体的方策に従い、取り組んでいきます。

1 事務事業の見直し

- (1) 事務事業の抜本的見直し
- (2) 事務の省力化
- (3) 窓口業務の拡張
- (4) 提案制度の充実
- (5) 広域行政の推進
- (6) 第三セクター等の健全化
- (7) 地方公営企業の事務事業の見直し

2 民間委託等の推進

- (1) 各種業務の民間委託等の推進
- (2) 指定管理者制度への移行と継続
- (3) 民間活力による公共施設等の整備

3 市民参画と協働のまちづくり

- (1) 協働のまちづくりの推進
- (2) ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請
- (3) 地域特性を活かした活動の促進
- (4) 市民の自立的な活動環境の整備
- (5) 男女共同参画の推進

4 環境と子育てに配慮したまちづくり

- (1) 環境先進都市の推進
- (2) 幼児教育振興と保育体制の充実

5 公正の確保と透明性の向上

- (1) 市民への分かりやすい情報提供
- (2) 市民意見の提案機会の確保

6 電子自治体の推進

- (1) 情報通信技術(I C T)による情報化の推進
- (2) 情報通信技術(I C T)による市民の自立的な活動環境の整備

7 人材の育成と人事管理

- (1) 職員の政策形成能力の向上と意識改革
- (2) 職員の適正配置及び給与の適正化
- (3) 災害等非常時の人材の育成による確保
- (4) 人事評価制度の導入

8 財源の確保

- (1) 財務管理の充実
- (2) 自主財源の確保

なお、具体的な取組事項については、次の一覧表のとおりです。

具体的取組事項一覧

1 事務事業の見直し

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1-1-	事務事業の抜本的見直し	行政評価の内容の充実及び向上と推進	平成23年度分の評価から第4次総合計画の体系にあわせた評価システムを使用し、従前のシステムよりも職員の負担軽減を図りながら、内容の充実を目指す。併せて、研修会やヒアリングを通し、適切な成果指標による目標設定と、評価を反映した事業の改廃体制の確立、また、市民に分かり易い評価表の作成に向け誘導していく。	実施						行政課
1-1-	事務事業の抜本的見直し	事業仕分けの実施	市が実施している事業について、公開の場で外部の視点を入れながら、その必要性等を議論し判定するため、事業仕分けを実施する。	実施						行政課
1-1-	事務事業の抜本的見直し	敬老大会事業（敬老祝金贈呈事業）の見直し	敬老祝金贈呈事業について、対象者及び配布方法を見直し、事業の縮小を検討するとともに、事務の効率化を図る	検討				実施		長寿介護課
1-1-	事務事業の抜本的見直し	三島市明るく住みよい街をめざす市民大会の見直し	市民大会を見直し、犯罪ゼロの日の取り組みなど、市民がより防犯について自覚・参加できるような取り組みの強化を図る。	実施						地域安全課
1-1-	事務事業の抜本的見直し	ケーブルテレビ35ch（三島市専用チャンネル）の見直し	地上デジタル化放送に伴い、ケーブルテレビ事業会社に割り当てられたチャンネル数では三島市専用チャンネルを維持することは困難であるため、廃止する。	実施 (廃止)						広報広聴課
1-1-	事務事業の抜本的見直し	衛生プラント維持管理業務の見直し	老朽化している衛生プラント焼却施設廃止（浄化槽汚泥処理再構築）について検討する	検討						下水道課
1-2-	事務の省力化	公共施設の照明の見直し	公共施設の照明をLEDに切り替え、ランニングコストの低減を図る。	一部 実施						管財課 環境政策課
1-2-	事務の省力化	三島市畜産連合会業務の見直し	三島市畜産連合会業務の事務局等を農協へ移管する。	検討		実施				農政課
1-2-	事務の省力化	中郷用水土地改良区の事務局事務の見直し	中郷用水土地改良区の事務局を農政課から分離する	検討		実施				農政課
1-2-	事務の省力化	防犯灯維持管理業務の見直し	防犯灯を銀灯からLED灯に切り替え、球切れ修繕の減少化、ランニングコストの低減化を図る。	一部 実施						地域安全課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1-2-	事務の省力化	草刈り業務の見直し	土木課、水と緑の課の類似の業務を統合一括発注し、スケールメリットを活かす検討をする	検討						土木課 水と緑の課
1-2-	事務の省力化	現金支払支出の口座振替化実施	扶助費、祝金、通学補助等、現金支払支出しているものの口座振替化の実施。	実施						会計課
1-2-	事務の省力化	選挙執行のための各種事務の改善	開票事務における投票読取機導入による開票時間の短縮を図る。また、電子投票の導入については他市の状況を勘案しながら調査研究を行う。	一部 試行						選挙管理委 員会事務局
1-3-	窓口業務の拡張	中郷文化プラザ市民サービスコーナーの拡張	中郷文化プラザ市民サービスコーナーでは火曜から金曜まで市民課や課税課所管の証明書の発行事務を実施。土曜日は市民課土曜サービスコーナーと同じ業務を実施。広域市民サービス（8市4町）及び転入、転出等住民移動手続きの実施について研究し、市民サービスの向上を図る。	実施						市民課
1-3-	窓口業務の拡張	北上文化プラザ市民サービスコーナーの拡張	北上文化プラザ市民サービスコーナーでは火曜から金曜まで市民課や課税課所管の証明書の発行事務を実施。土曜日は市民課土曜サービスコーナーと同じ業務を実施。広域市民サービス（8市4町）及び転入、転出等住民移動手続きの実施について研究し、市民サービスの向上を図る。	実施						市民課
1-3-	窓口業務の拡張	証明書自動交付機等の導入	住民基本台帳カードの交付増加に向けた発行体制の確保を図り、この住民基本台帳カードを利用した、証明書自動交付機の導入を検討する。	普及 促進			窓口改修	自動交 付機導 入		市民課
1-4-	提案制度の充実	随時提案可能な環境作りの構築と職員総参加による事業改善提案の推進	新たな提案だけでなく身の回りの事務改善を報告し、庁内で共有することや、採用された提案の進捗状況の管理できるように、事務改善報告の導入やシステムの充実などにより、提案・報告しやすい環境を整えていく。	実施						行政課
1-5-	広域行政の推進	広域化による窓口サービスの推進	地域住民の利便性を向上させるため、8市4町で行っている住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍（全部・個人事項証明）の広域交付を実施。中郷市民サービスコーナー・北上サービスコーナーでの実施を検討する。	実施						市民課
1-5-	広域行政の推進	消防救急の広域化	平成22年7月9日付けで駿東伊豆地区消防救急広域化研究協議会が8市8町で発足、消防救急広域化の実現に向け、幾つかの枠組みの制度設計を策定していく。署や分遣所の統廃合は、消防救急広域化の枠組みによる運営計画を作成していく中検討していく。	協議推進	広域化 実施					消防総務課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1-6-	第三セクター等の健全化	三島市函南町土地開発公社の見直し	土地開発公社は昭和48年4月に設立され、平成10年には函南町が出資団体として加わり、現在の三島市函南町土地開発公社となった。近年、地方公共団体の財政事情の変化や事業の見直し等によって保有期間が長くなった土地が累増する等、その経営環境が厳しさを増している土地開発公社が全国的に増加している。平成16年12月に国が示した土地開発公社経営健全化対策に沿って見直しを進める。	実施						財政課
1-6-	第三セクター等の健全化	みしま街づくり株式会社の見直し	みしま街づくり株式会社は、文化・情報等の発信拠点及び街づくりのキーステーションとして平成8年に設立された。コミュニティ施設の運営及び不動産賃貸等を主な業務としており、現在、当市の出資額は100,000千円で、出資比率34.4%となっている。事業の見直し、効率化、収益増加、支出削減など経営効率の向上及び会社組織内のコンプライアンスの強化を図る。経常収支の赤字が改善されないようであれば、会社の存廃を含めた経営改善策を検討するための第三者を含めた経営検討委員会を庁内に設置する。	実施						商工観光課
1-6-	第三セクター等の健全化	株式会社エフエムみしま・かなみの見直し	株式会社エフエムみしま・かなみは、地域振興や災害対策などの情報提供に活用できるコミュニティーFM局として、平成8年に設立された。現在、当市の出資額は30,000千円で、出資比率24.6%となっている。放送広告料収入の確保や、財務体質の改善に努めるとともに、国の示した「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」に基づき、必要に応じた見直しを進める。	実施						行政課
1-7-	地方公営企業の事務事業の見直し	駐車場事業に係る中期経営計画の推進	平成22年度策定の市営駐車場事業中期計画（平成23年度～平成27年度）に従い、事業を推進していくと共に、検証を行い必要に応じ見直しを行っていく。	実施						商工観光課
1-7-	地方公営企業の事務事業の見直し	三島市水道ビジョンに基づく事業実施	耐震性が確保されていない配水池等の耐震化を毎年度実施し、また、老朽管の布設替え等による耐震管の布設を推進する。	実施						水道課

2 民間委託等の推進

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
2-1-	各種業務の民間委託推進	各種水質検査及び分析等業務への民間委託の導入検討	河川水質検査及び浄化センター等水質汚泥分析業務（浄化センターや衛生プラントの法定分析を含む）の全面委託化等を検討する			検討				環境政策課 下水道課
2-1-	各種業務の民間委託推進	ペットボトル・白色トレイ等の収集運搬業務の全面委託化	既に市域の半分の業務を民間に委託しているペットボトル・白色トレイ、危険不燃物及び全て直営である乾電池の収集運搬業務の一括民間委託を進める	検討	一部委託			完全実施		生活環境課
2-1-	各種業務の民間委託推進	市民課窓口業務の一部に民間活用の検討及び導入	市民課窓口業務の一部（戸籍・住民票の写しや印鑑登録証明書の申請書の受付・交付、郵送業務等の補助）への民間委託等について調査研究を進め実施を目指す	調査研究		検討		実施		市民課
2-1-	各種業務の民間委託推進	国民健康保険の医療費適正化のためのレセプト点検・審査業務への民間委託の導入検討	直営（臨時職員：医療事務技能検定者）で行っている「複数月のレセプトを突合し確認を行う縦覧点検」や「医科と調剤のレセプト突合」などのレセプト二次点検の民間委託を検討する	調査研究		検討				保険年金課
2-1-	各種業務の民間委託推進	国民健康保険関係及び国民年金関係の窓口業務の一部に民間活用の検討及び導入	住民異動届と連動する窓口業務の一元化を前提として、国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付や国民年金の資格の取得及び喪失等に関する事項の届出の受理等の民間委託について調査研究を進め、実施を目指す。	調査研究		検討		実施		保険年金課
2-1-	各種業務の民間委託の推進	老朽化した公立保育園の統合及び民間委託化等の検討	当市の保育所は、昭和40～50年前半建築が5施設あり建替時期にきていることから、今後の施設の建替計画に併せ、公立保育園の統合、民営化等を視野に入れ検討していく。民間法人へ移管、民設民営化を実施。	建替（民設）（1園）	民営実施（1園）				23年度に1園を民設により建替え、24年度市営から民営に移行（民設民営）	子育て支援課
2-1-	各種業務の民間委託の推進	本町子育て支援センターと市民活動センター管理の民間委託の検討	本町子育て支援センター拡張整備後の利活用状況等を検証するとともに、指定管理者制度の一括導入を含めた民間委託を検討する。	検証		検討				地域安全課 子育て支援課
2-1-	各種業務の民間委託推進	放課後児童クラブの運営の民間委託導入	坂放課後児童クラブ以外の放課後児童クラブの運営や管理への民間委託を進める。	検討	一部委託					子育て支援課
2-1-	各種業務の民間委託推進	介護認定調査員の民間委託の推進	更新申請の訪問調査について、4割を目標に民間委託を推進する。	一部実施						長寿介護課
2-1-	各種業務の民間委託推進	観光推進事業の一括民間委託化	観光誘客促進のために三島市観光協会と協働事業で取り組んでいる事業の全面委託化を図る。	検討	実施					商工観光課
2-1-	各種業務の民間委託推進	中心市街地活性化事業の一括民間委託化	補助事業として行っている中心市街地活性化事業を一括して民間事業者へ委託することで、事業の効率化と市の人件費の節約及び行政のスリム化を図る。	検討	実施					商工観光課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
2-1-	各種業務の民間委託推進	内職相談への民間委託導入	内職相談業務について内職相談員の直接雇用から、企業の雇用情報を持っている民間企業に委託することで、企業からの内職需要の掘り起こしを図る。	検討	実施					商工観光課
2-1-	各種業務の民間委託推進	楽寿園運営業務への民間委託の導入	楽寿園運営業務のなかで、事業企画、決算等以外の動物飼育、遊具部門において、民間委託により市民サービス向上や経費節減等、費用対効果の得られるものについて民間委託を導入する。	検討		一部実施				楽寿園
2-1-	各種業務の民間委託推進	公用バスの全面委託化	公用バス運転士の退職に併せ、全面委託化を図る。		検討	実施				管財課
2-1-	各種業務の民間委託推進	「広報みしま」編集の全面委託導入	編集業務を印刷業者に全面委託する。 取材、各課と印刷業者との調整及び校正を職員が行う。	実施						広報広聴課
2-1-	各種業務の民間委託推進	道・水路用地官民境界確定業務の民間委託導入	官民境界確定業務について、土地家屋調査士が加入する土地家屋調査士会や公共嘱託土地家屋調査士協会への業務委託を検討する。事務処理要領等を共同で作成、業務委託するための環境整備を行う。	検討						土木課
2-1-	各種業務の民間委託推進	道・水路占用・道路工事施工協議書関連業務の民間委託導入	道路法第24・32条及び河川条例に基づく協議事務、道路占用料・河川占用料の納付書の発送・未納分の徴収事務の民間委託について検討を進める	検討						土木課
2-1-	各種業務の民間委託推進	市道維持修繕等業務の民間委託導入	草刈機の操作など、建設資機材等専門的な技能が必要な業務の臨時職員の高齢化や後継者の育成等の問題があるため、建設業関連への民間委託を検討する。	検討						土木課
2-1-	各種業務の民間委託推進	公園等樹木等管理の民間委託導入	公園・緑地等管理業務への民間委託の導入について検討する。	検討						水と緑の課
2-1-	各種業務の民間委託推進	終末処理場運転管理業務の民間委託の導入	終末処理場運転管理業務の包括的民間委託を検討する。	検討						下水道課
2-1-㉑	各種業務の民間委託推進	小学校給食の民間委託化等の検討	直営で行っている小学校給食事業への民間委託導入を検討し、その効果を検証する。	検討						学校教育課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
2-1-㉔	各種業務の民間委託推進	人材派遣可能業務の検討及び推進	平成15年の衆議院議員総選挙から不在者投票事務を民間の人材派遣会社へ委託、以後、期日前投票制度へ移行後も同様。各種事務事業の執行について、人材派遣が可能か検討し、可能な業務の推進を図る。	実施						選挙管理委員会 他関係各課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	公共施設の指定管理者制度導入の検討	直営施設の中で、指定管理者制度へ移行できるものがないか、また、更新を迎える施設の指定管理者の選定方法について、検討していく。	実施						行政課外 関係各課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	指定管理者の監視と更新審査（社会福祉会館）	平成21～25年度の5年間指定した社会福祉会館の指定管理者に対する監督、指定期間満了に伴う指定管理者の新たな選定。	実施		実施及び選定				福祉総務課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	指定管理者の監視と更新審査（坂放課後児童クラブ）	平成22～24年度までの3年間指定した坂放課後児童クラブの指定管理者に対する監督、期間満了に伴う、指定管理者の選定方法、指定期間等について検討していく。	実施	実施及び選定	実施				子育て支援課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	指定管理者の監視と更新審査（高齢者いきがいセンター、老人憩いの家、北上高齢者すこやかセンター、老人福祉センター）	平成21～25年度の5年間指定した高齢者いきがいセンター、老人憩いの家、平成21～23年度の3年間指定した北上高齢者すこやかセンターと平成20～24年度の5年間の指定した老人福祉センターの指定管理者に対する監督、指定期間満了に伴う指定管理者の新たな選定。	実施及び選定						長寿介護課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	指定管理者の監視と更新審査（東・西・南地区コミュニティ防災センター）	平成21～25年度までの5年間指定した東・西・南地区コミュニティ防災センターの指定管理者に対する監督、指定期間満了に伴う指定管理者の新たな選定。	実施	実施及び選定					防災課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	指定管理者の監視と更新審査（市民文化会館）	平成20～24年度の5年間指定した市民文化会館の指定管理者に対する監督、指定期間満了に伴う指定管理者の新たな選定。	実施	実施及び選定					文化振興課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	指定管理者の監視と更新審査（市民体育館及びグラウンド等体育施設、市民温水プール及び長伏・上岩崎プール）	平成23～25年度の3年間指定した市民体育館及びグラウンド等体育施設、市民温水プール及び長伏・上岩崎プールの指定管理者に対する監督、指定期間満了に伴う指定管理者の新たな選定。	実施		実施及び選定				スポーツ振興課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	佐野学園への指定管理者制度の導入	園舎を建替え、障害者自立支援法に基づく新事業体系へ移行していくので、運営の安定を図りつつ、指定管理制度導入に向けて検討を進める。	建替え	新事業体系移行	検証	検討	選定		障害福祉課
2-2-	指定管理者制度への移行と継続	養護老人ホームへの指定管理者制度の導入	市立養護老人ホーム「佐野楽寿寮」の施設の移転改築後、指定管理者制度の導入に向けて検討を進める。	移転・新築の検討		移転・新築	検証・検討			長寿介護課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
2-3-	民間活力による公共施設等の整備	個別案件別PFI手法導入の検討	案件が具体化する前にPFI導入指針を策定し、指針に従い個別に検討していく。	検討						政策企画課

3 市民参画と協働のまちづくり

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
3-1-	協働のまちづくりの推進	(仮称)自治基本(まちづくり推進)条例の制定	第1段階として、市民、NPO、事業者と行政との協働によるまちづくり等を規定した基本理念、市民の権利義務、行政や議会等を規定した役割分担、住民投票等の担保制度などの内容について調査研究を行う。第2段階では、各地域でのタウンミーティングによる市民の意見聴取、団体ヒアリング、市民会議を開催する。第3段階として、市民からの意見を反映して庁内策定委員会、ワーキングにより条例案を検討し、パブリックコメントを実施のうえ、部長会議を経て条例案の作成及び議会承認手続きを行う。	調査研究	条例案作成	施行				政策企画課
3-2-	ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請	道路・河川の美化活動に里親制度の導入	道路の美化活動を推進し、安全で快適な生活環境を目指し、「三島市道路里親制度実施要綱」に基づき里親制度を導入(平成17年度)、道路の里親制度に関する情報提供や啓発活動を行い、里親制度を推進する。河川の美化活動にも里親制度の導入を図る。	実施						土木課
3-2-	ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請	町内隣接のミニ公園の清掃、除草等の地元町内会による協力	平成22年3月末現在、公園・緑地数が189箇所あり、清掃・除草、公園施設の修繕等公園緑地管理は主に市が実施している。自治会の防災倉庫等を公園内に設置の許可(更新)する条件に、公園・緑地の清掃・除草等日常管理を入れ、地域の協力による維持管理を図る。	実施						水と緑の課
3-2-	ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請	公園緑地の清掃等日常管理に公園ボランティア制度導入	平成22年3月末現在、公園・緑地等は189箇所あり、清掃・除草や公園施設の修繕等公園緑地管理は主に市が実施している。市民と行政が対等な立場で公園等の管理を行う公園ボランティア制度を継続し、地域の協力によるきめ細やかな公園・緑地の維持管理と公園利用者のマナー向上を図る。	実施						水と緑の課
3-2-	ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請	中郷文化プラザ施設清掃の利用者団体による協力	中郷文化プラザ利用団体により、年2回の施設内外一斉清掃、年1～2回の施設内清掃の継続。	実施						生涯学習課
3-2-	ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請	北上文化プラザ施設清掃の利用者団体による協力	北上文化プラザ利用団体により、年2回の施設内外一斉清掃、年1～2回の施設内清掃の継続。	実施						生涯学習課
3-2-	ボランティア団体、サークル活動団体等への協力要請	図書館ボランティアによる協力	ボランティアにより図書館事業の無償支援を受けている。このボランティア人数を確保するためボランティア養成講座を開催して育成する。	実施					ボランティア活動時間合計1,619時間、図書館ボランティア、ブックスタートボランティア、点訳ボランティア、音訳ボランティア	図書館
3-3-	地域特性を活かした活動の促進	馬鈴薯祭りの見直し	祭りの開催について、内容の見直し、規模の縮小を検討し、地域住民や実行組織に委ねるか、廃止する。	検討	実施					農政課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
3-3-	地域特性を活かした活動の促進	大根祭りの見直し	祭りの開催について、内容の見直し、規模の縮小を検討し、地域住民や実行組織に委ねるか、廃止する。	実施						農政課
3-3-	地域特性を活かした活動の促進	たけのこ祭りの見直し	祭りの開催について、内容の見直し、規模の縮小を検討し、地域住民や実行組織に委ねるか、廃止する。	検討	実施					農政課
3-3-	地域特性を活かした活動の促進	甘藷祭りの見直し	祭りの開催について、内容の見直し、規模の縮小を検討し、地域住民や実行組織に委ねるか、廃止する。	検討	実施					農政課
3-3-	地域特性を活かした活動の促進	山中城まつりの見直し	山中城まつりを節目の開催で打ち切り、新たな規模での地域特性を生かしたイベントに切り替え、地元へ委ね、地域性をPRできるシステムの構築を推進する。	検討	実施					商工観光課
3-3-	地域特性を活かした活動の促進	大通り商店街祭りの見直し	大通り商店街イベントを節目の開催で打ち切り、新たな規模での地域特性を生かしたイベントに切り替え、地元へ委ね、地域性をPRできるシステムの構築を推進する。	検討	実施					商工観光課
3-4-	市民の自立的な活動環境の整備	「三島いきいきカレッジ」事業の実施	平成16年度より「生涯学習の日」にかわる事業として、市民が「学ぶ」生きがい、「教える」生きがいを目標に、講師並びに受講生が自主的に参画運営していくことで事業開始。 組織委員会・講師会とも運営状態は安定しつつあるが、一方で委員や講師の固定化により事業展開にマンネリがみられる。また依然として事務を行政に頼る比重が高く、団体としての自立をさらに促していく。	実施						生涯学習課
3-5-	男女共同参画の推進	三島市男女共同参画プラン実施計画の推進	三島市男女共同参画プラン（みしまアクションプラン・パート3）（平成23～32年度）は、男女共同参画推進の成果が評価できる計画とするため、基本方針ごとに目標（成果指標）を設定する。具体的施策や主要事業については、進捗状況の評価方法を検討しながら、プランの推進を図る。	実施						政策企画課
3-5-	男女共同参画の推進	女性懇話会の定例開催	社会教育関係女性団体のリーダーで構成し、情報交換と研修会の開催、市外の社会教育関係施設の視察研修を行うことにより、会員の資質の向上を図る。	実施					平成23～27年度〔各年度〕 研修会開催2～3回、視察研修1回	生涯学習課

具体的取組事項一覧

4 環境と子育てに配慮したまちづくり

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
4-1-	環境先進都市の推進	ISO14001の推進	国際標準規格ISO14001の規格に定められた自己適合宣言を行い、三島市環境マネジメントシステムをより柔軟な行政ISOとして新たに構築し、運用及び改善していく。	実施						環境政策課
4-1-	環境先進都市の推進	粗大ごみリサイクル啓蒙活動の推進	粗大ごみの中で、再利用できる自転車を委託により再生し、公用自転車等として提供、また、フリーマーケットで販売し、リサイクル活動の啓蒙、啓発を行う。	実施						生活環境課
4-1-	環境先進都市の推進	啓蒙活動、関係団体の協力による事業系ごみの減量化・資源化の推進	事業系ごみの搬入検査の実施、一般廃棄物収集許可業者への適正なごみの搬入の指導、事業者に対する資源化の指導の実施。	実施						生活環境課
4-1-	環境先進都市の推進	生ごみ処理機購入補助事業	平成11年9月より一般家庭から排出される生ごみの減量化、処理の効率化を目指し補助事業を開始。ごみの減量化及び意識改革につながるため、継続して補助事業を実施していく。	実施					年間35件 補助事業の計画期間は平成26年度まで	生活環境課
4-1-	環境先進都市の推進	容器包装リサイクル法施行等に伴う分別収集の実施	平成9年度から空き缶・空き瓶の分別収集、平成12年度にペットボトル(4月)、白色トレイ(11月)の分別収集実施、平成18年度からミックス古紙、発砲スチロールの分別回収開始。容器包装のその他プラスチックごみの分別収集方法や中間処理の検討を行う。	実施						生活環境課
4-1-	環境先進都市の推進	ごみ収集の有料化	ごみ減量化を目指し、一般ごみ収集の有料化を図る。	調査・研究	検討	実施				生活環境課
4-2-	幼児教育振興と保育体制の充実	三島市幼児教育振興プログラムの進捗管理	幼児教育の計画的かつ効果的な推進を図るため、本プログラムの進捗管理を行うとともに、市立幼稚園の適正配置について幼保一元化を視野に入れた検討を進めます。	実施					三島市幼児教育振興プログラムは平成26年度までが計画期間	教育総務課
4-2-	幼児教育振興と保育体制の充実	公立保育園の0歳児保育の拡大実施と保育時間の延長	現在、公立保育園7園中、0歳児保育は5園延長保育は4園で実施している。今後は、0歳児保育については施設の建替時に併せ、また、延長保育については利用状況等を勘案するなか検討していく。	実施						子育て支援課

5 公正の確保と透明性の向上

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
5-1-	市民への分かりやすい情報提供	新地方公会計制度に基づく財務諸表4表の作成	新地方公会計制度に基づく財務諸表4表の作成を継続する。また、決算統計情報等を元に作成している資産情報について、段階的に公正価値評価による整備（資産台帳の整備等）を進めることにより、精度の向上に努める。	実施						財政課
5-1-	市民への分かりやすい情報提供	審議会等ホームページの充実	審議会等の情報が市民に見やすいように、また掲載漏れが無いようホームページで情報公開していく。	実施						行政課・ 情報システム課
5-2-	市民意見の提案機会の確保	パブリックコメント制度の導入	基本的な政策を策定しようとするときに、市民に素案を公表して広く意見等の提出を求めるため、ホームページや意見投稿システムを活用しパブリックコメント制度を運用していく。 また、広報みしま等においても制度の周知を図る。	実施						行政課

具体的取組事項一覧

6 電子自治体の推進

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
6-1-	情報通信技術(ICT)による情報化の推進	個人情報系(個人情報専用)システムの開発推進	小規模台帳管理業務等のシステム化、情報化未対応業務システムの検討・開発により、庁内事務の更なる効率化を図る。	実施						情報システム課
6-1-	情報通信技術(ICT)による情報化の推進	統合型文書管理システムの導入検討と電子決裁システム拡充	電子決裁や文書管理事務の効率化とペーパーレス化を推進すると共に、ファイリングシステムとの関連性を高め、情報公開・LGWANによる文書交換対応の実現を目指し検討を進める。 電子決裁(平成20年度導入)の内容拡充を図る。	検討拡充						行政課・情報システム課
6-1-	情報通信技術(ICT)による情報化の推進	建築行政の高度情報化の推進	平成22年4月から、「建築行政供用データベースシステム」へ移行した。パソコンからLGWAN回線を通して、(財)建築行政情報センターの運営する総合管理センターのサーバに建築物の台帳等の情報を登録・管理する。台帳・帳簿登録閲覧システムによる、建築基準法に基づく台帳及び帳簿の登録、通知・報告配信システムによる報告書等の配信、建築士・事務所登録閲覧システムによる閲覧、建築基準法令データベースによる照会・閲覧	実施						建築指導課
6-2-	情報通信技術(ICT)による市民の自立的な活動環境の整備	eコミュニティまちづくり推進事業	平成20年度に、市民と協働で三島の情報発信をすると共に、参加団体の活動報告の場としての利用など、団体活動の活性化や活動の推進するため、三島ライフ(SNS)と市民ポータルサイトを立ち上げた。地域SNSの利用者及びポータルサイト利用団体の講習会を定期的に開催する。	実施						情報システム課

7 人材の育成と人事管理

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	職員研修計画に基づいた各種研修の実施	三島市人材育成基本方針に基づいた総合的な職員研修を実施するとともに研修内容について常に見直していく。	実施						人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	国、県、他自治体との人事交流の実施	国、県、近隣自治体と人事交流を行うことで、職員の意識改革を図ると共に人的ネットワークを構築するため、人事交流を実施する。	実施					【23年度】静岡県、沼津市との人事交流実施	人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	6市3町（沼津市、三島市、御殿場、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、長泉町、清水町、函南町）共同研修の実施	近隣市町の職員の人的ネットワークの拡大、相互研鑽のため階層別、目的別の講座を共同研修として実施する。	実施						人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	民間企業への職員派遣	顧客（市民）サービスのあり方、民間の経営感覚を学ぶため、民間企業への現場研修を実施する。	実施						人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	清掃業務体験研修	環境やりサイクルに対する職員の意識啓発と民間収集業者の仕事への取組み姿勢を学ぶため、清掃業務体験研修を実施する。	実施						人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	通信教育講座等受講補助	職員の自己啓発を支援し、資質の向上を図るため、通信教育修了者、放送大学受講者に対して、受講料の一部を補助する。	実施						人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	自主研究グループへの補助・育成	市政に関する事項について、自主的に研究活動を行っている職員グループに対して、研究費の一部を助成し、自己啓発を支援する。	実施						人事課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	コンピューターの学習機会の提供	職員の中から部で1人「IT推進リーダー」を任命し、各課の業務の効率化のため、データベースソフト等の研修を実施。また、各課ホームページの充実を図るため、新入職員と未受講職員を対象にホームページコーディネータ養成講座を実施する。	実施					平成18～21年度〔各年度〕 IT推進リーダー研修 各課1人 HPコーディネータ養成講座 各課1人	情報システム課
7-1-	職員の政策形成能力の向上と意識改革	救急救命士の養成	高度救命処置用機材の搭載された高規格救急自動車を4台保有しているが、常時救急救命士が搭乗できる人員の確保できていないため、隔年度で現職員から救急救命士の養成を図る。 隔年で研修所入所のための学力テストを受験、翌年研修所へ派遣する。	派遣		派遣		派遣		消防総務課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
7-2-	職員定数及び給与の適正化	職員数の見直し	定員適正化計画の終了に伴い、今後は行政改革、権限委譲などによる業務内容や量など状況に応じた職員数の適正化を推進する。	実施					業務内容の見直しにより、業務委託・業務の統合や廃止を推進し、職員数の適正化を図る。	人事課
7-2-	職員定数及び給与の適正化	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当を総点検し、職員組合との協議を経て見直しを実施する。	実施						人事課
7-2-	職員定数及び給与の適正化	学校事務職員、同用務員の臨時職員化	学校事務職員の臨時職員化は平成12年度までに完了済、学校用務員については、現在、正規職員1人いるが、退職後に臨時職員に切り替える。		実施					教育総務課
7-2-	職員定数及び給与の適正化	幼稚園教諭の採用対象年齢の拡大	幼稚園教諭の年齢構成の是正と幼児教育の充実を図るため、職員試験の対象年齢については柔軟な対応をするなど、優れた人材の確保に努めます。	実施						人事課 教育総務課
7-3-	災害等非常時の人材の育成による確保	防災指導員の育成	防災指導員は、平成22年度当初現在18名で、災害図上訓練の指導を中心として市民の指導にボランティアで行っている。防災指導員の資質向上のため研修等の開催、一般市民向けの防災講話や小中学生などを対象とした防災研修などその幅を広げ参加者数の増加に努める。	実施						防災課
7-3-	災害等非常時の人材の育成による確保	オフロードバイク隊の継続	オフロードバイク隊は、災害時における情報収集の強化を目的として平成14に発足、現在、隊長1名、副隊長1名、方面隊長4名、隊員12名、バイク12台で活動を行っている。全体訓練、個人訓練により資質の向上を図る。	実施						防災課
7-4-	人事評価制度の導入	人事評価制度の導入	業績評価・能力評価を基にした査定昇給制度に変換するため、制度設計の検討を行うと共に、職員研修を実施し、制度の導入を図る。	試行		本格実施			平成25年度からの本格実施を目標とする。	人事課

8 財源の確保

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
8-1-	財務管理の充実	枠配当予算の拡大	各部課主体による施策の見直しを反映した予算編成とするため、政策的経費を含むさらなる枠配分予算の拡大を図る。	実施						財政課
8-1-	財務管理の充実	補助金等の適正化のための見直し	補助金が既得権化するようなことのないよう不断に補助金支出の意義を見直し、統廃合、縮小等整理合理化を図る。	実施						財政課
8-2-	自主財源の確保	未利用財産の売り払い等	厳しい市財政状況等を踏まえ、財政収入の確保に資するため、未利用財産等が生じた場合は、その活用や処分を検討していく。また、処分（売り払い等）に当たっては、効率性を重視し、速やかに、かつ透明で公平な手続きに従って行う。	実施						管財課
8-2-	自主財源の確保	法人税割の超過課税の実施	昭和49年9月議会定例会に賦課徴収条例の一部改正（法人税割の超過課税）を上程し、総務委員会で修正案が提出され可決。資本金1億円を超える事業所を対象に14.5/100の超過課税税率で実施。	実施						市民税課
8-2-	自主財源の確保	完納に向けた実効性のある相談、適切な担税力の把握と滞納整理の推進による市税収入の確保と税負担の公平性の確保	滞納状況を把握する中、効果的な新たな収納対策を立案・実施し、収納率の向上と納税の公平性の確保を図る。完納を前提の納税相談の実施、長期滞納者及び高額滞納者をはじめ完納計画の無い滞納者に対してはインターネット公売の活用による差押物件の換価など、適切な滞納処分及び執行停止処理を推進する。また、徴収困難事案の移管や滞納整理の実務研修など静岡地方税滞納整理機構の活用を図ります。	実施						収税課
8-2-	自主財源の確保	新たな広告事業の検討	市保有資産の有効的な活用として事業者に安価に広告媒体を提供することにより、地域経済の活性化に寄与すると共に財源の確保の手段として推進する。	実施						行政課 関係各課
8-2-	自主財源の確保	広告事業の実施	公用自動車に、市内企業を中心とした地元企業の広告を掲載することにより、地域経済の活性化に寄与すると共に財源の確保の手段として推進する。	実施						管財課 他 関係各課
8-2-	自主財源の確保	広告事業の実施	市ホームページや市民カレンダーに、市内企業を中心とした地元企業の広告を掲載することにより、地域経済の活性化に寄与すると共に財源の確保の手段として推進する。	実施						広報広聴課
8-2-	自主財源の確保	広告事業の実施	広告主から、広告を印刷した市の各種事業に使用する封筒等の提供を受けることで、地域経済の活性化に寄与すると共に経費の節減の手段として推進する。	実施						関係各課

管理番号	具体的事項	取組事項名	実施内容	実施計画					備考 〔数値目標等〕	担当課
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
8-2-	自主財源の確保	企業立地の促進	地方自治運営を円滑に推進するためには、新たな税収の確保、地域雇用の創出、人口の増加等が必須条件となり、これら3要件を満たすためにも、企業訪問を通して用地情報、企業情報を収集するとともに、継続的な対策として、新工業団地の創出に向けた更なる検討をしていく。	実施					毎年企業誘致1社	企業立地推進課